

# 第3次 香美市行政改革大綱



平成30年4月

香美市

## 目 次

はじめに	1
第1章 背景と目的	
1 これまでの取り組み	2
2 行政改革の背景・必要性	2
3 行政改革の目的	2
第2章 基本方針	
1 行政改革の基本方針	3
2 行政改革の重点的事項	3
第3章 計画期間及び実施体制	
1 計画期間	3
2 実施・検証	3
第4章 取り組みの内容	
1 健全な財政運営の推進	4
2 組織・機構の充実	4
3 事務事業の見直し	5
4 職員の意識改革と人材育成の推進	5
5 市民参加と協働のまちづくり	6

はじめに

本市は、平成18年3月1日に旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村が合併し、平成19年2月に「第1次香美市行政改革大綱」を策定し、香美市として行財政システムの統合という大きな行政改革<sup>※</sup>を実施しました。

また、平成23年4月には「第2次香美市行政改革大綱」を策定し、職員一人ひとりが、「市民サービスの向上」と「幸せを実感できるまちづくり」の推進に取り組んでまいりました。

しかし、本市をとりまく財政状況は、急速に進行する人口減少や少子高齢化による地方交付税や市税収入への影響に加え、合併優遇措置の終了による普通交付税の減少により、依然として厳しい状況が続きます。一方で、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟に対応していくことが求められており、将来にわたって持続可能な行財政運営を進めていくための行政改革を実施していく必要があります。

「第3次香美市行政改革大綱」は、平成29年度からスタートした第2次香美市振興計画の推進を下支えする役割を持つものであり、安定した自治体運営を行うため、本市の組織と運営全般にわたる包括的な改革の基軸と基本的な方策を示したものです。

今後においても、市民と連携・協力して、市民の満足度の向上に重点を置いた行政改革に取り組めます。

---

※ 行政改革 市役所の組織や運営を社会情勢等の変化に適応したものに変えること。

## 第1章 背景と目的

### 1 これまでの取り組み

本市においては、平成17年に国から示された集中改革プランの実施、引き続き示された平成18年の更なる定員の純減、公会計整備などの地方行革に関する指針に基づき、「第1次香美市行政改革大綱」、「香美市行政改革実施計画」を策定し、行政改革に取り組んできました。

また、平成23年4月に「第2次香美市行政改革大綱」を策定し、自主的・主体的な行政改革を推進し、将来にわたり、市民のニーズに沿うことのできる安定した自治体運営を行うため、引き続き、市民と協働<sup>※</sup>で取り組んできました。

### 2 行政改革の背景・必要性

現在、国においては、地域経済の再生と財政健全化の両立に取り組み、経済・財政一体改革を推進しており、地方自治体においても、地方創生や一億総活躍社会の実現等の重要課題に取り組みつつ、必要な行政サービスを提供しながら安定的な財政運営を行うことが求められています。

本市をとりまく社会・経済情勢は、引き続き厳しく、特に過疎化と少子高齢化による人口減少は中山間地域を中心に進み、行財政運営上も全市的な課題となっています。

このような状況の中で、社会・経済構造などの変化に対応し、満足度の高い行政サービスを提供するためには、将来にわたり安定した行政運営が求められることから、より一層の行政改革が今後も不可欠となります。

### 3 行政改革の目的

本市が目指すべき将来都市像である「美しく豊かな自然に生まれ、共に支えあう 進化する自然共生文化都市・香美市」の実現に向けて、市民本位の行政運営と合理的かつ効率的・効果的な行財政システムの構築を図るために、市民と協働で取り組むことを目的とします。

---

※ 協働 行政と市民、各種団体、企業などが目標、課題等を共有し、各々の役割を果たしながら共に力を合わせてまちづくりなどの各種施策を推進すること。

## 第2章 基本方針

### 1 行政改革の基本方針

高度化・多様化する市民のニーズを的確に把握しながら、最小の経費で最大の効果を目指すことはもとより、行政情報の共有化を進め、説明責任を果たすための積極的な情報発信に努めます。行政と市民の役割分担を明確にしながら協働の仕組みを整える等、分権時代にふさわしい簡素で効率的・効果的な行財政運営を目指します。そのため職員は、市民本位の行政運営を常に意識し、職務能力の向上を図り、市民とともにより良いまちづくりを目指します。

なお、具体的な取り組み内容や数値目標については、「第3次香美市行政改革実施計画(集中改革プラン)」で定めます。

### 2 行政改革の重点的事項

次の項目を重点的取り組み事項に掲げて行政改革を推進します。

- (1) 健全な財政運営の推進
- (2) 組織・機構の充実
- (3) 事務事業の見直し
- (4) 職員の意識改革と人材育成の推進
- (5) 市民参画と協働のまちづくり

## 第3章 計画期間及び実施体制

### 1 計画期間

計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。なお、中間年の平成32年に結果を検証し、見直しを行います。

### 2 推進・検証体制

推進体制は、市長を本部長とする「香美市行政改革推進本部」が中心となり、全庁で行政改革を推進し、取り組みに際してはPlan(計画) - Do(実行) - Check(評価) - Act(改善)のマネジメント手法を用い、毎年の進捗管理を行います。

また、行政改革を進めていく上では、事業の見直し等により市民生活に影響を及ぼすものも少なくありません。結果の検証は行政機関内の自己評価だけではなく、毎年度、市民等で構成される「香美市行政改革検討委員会」においても検証し、必要事項等を市長へ提言するとともに、進捗状況は、広報やホームページ等を通じて広く市民に取り組みを公表します。

## 第4章 取り組みの内容

### 1 健全な財政運営の推進

#### (1) 財政状況の公開

統一的な基準による財務書類の早期作成を図るとともに、各種財務指標を分かりやすく表現し、情報公開を積極的に進めます。

#### (2) 定員管理の適正化

少子高齢化等、社会環境の変化や多様な市民ニーズへの対応が求められ、新たな業務や権限移譲などで業務量が増加しており、これまでの職員数の削減により業務遂行に支障がでています。このため、事務事業の見直しやアウトソーシングなども積極的に展開し、職員数の適正化を図りつつ、効率的な行政運営を行います。また、定員管理の状況についても公表していきます。

#### (3) 予算配分の重点化

限られた財源を有効的に活用し、最小の予算で最大の住民福祉を目指すため、市民ニーズに沿った重要度・緊急度の高い事業を最優先し、重点的に予算を配分していきます。

#### (4) 自主財源の確保

市税賦課に係る課税客体<sup>※</sup>等の的確な把握に努め、滞納整理の着実な実施により徴収率の向上を図ります。また、負担金、使用料、手数料等についても、受益者負担の公平性を保つため、外部の視点を導入し適宜見直しを行うとともに収納率の向上に努めます。また、ふるさと納税を推進し、安定した自主財源の確保を目指します。

#### (5) 市有財産の有効活用

市有財産の利用状況を精査し保有資産の適正化を図ります。資産の処分に関しては、従来の方法に加え、全国に向けて情報発信が可能なインターネットオークション等を活用し、高価格での処分による収益確保を目指します。

### 2 組織・機構の充実

#### (1) 組織の合理化・適正化

地方分権<sup>※</sup>などに伴う行政サービスの増加や、多様化する市民ニーズに応えるため、組織・機構の合理化・適正化を図ります。また、地域担当者制度の拡充など、地域の実情に応じた体制づくりを検討するとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの各種計画策定や事業実施に際しては、従来の縦割りにこだわることなく、各課を横断するプロジェクトチームの設置など、市民ニーズに迅速、柔軟に応えられる組織の構築を目指します。

---

※課税客体 課税の対象となる物・所得などのこと。住民税における所得や固定資産税における土地・建物・償却資産など。

※地方分権 国の権限や財源を地方自治体に移譲すること。

## (2) 広域的行政の推進

人口減少・少子高齢化の進展が予想されるなか、限られた人員や財源を有効に活用するため、引き続き、事務事業の広域化と共同化について検討し、効率的・効果的な行財政運営を目指します。

## 3 事務事業の見直し

### (1) 事務事業評価制度の充実強化

事務事業に対する自己評価はすでに行われていますが、全ての事務事業について、その必要性、優先性、重要度、緊急度や費用対効果を判りやすい指標を用いて客観的に評価するための行政評価システム<sup>※</sup>の導入や、第三者による事業仕分けのありかたについても検討します。

### (2) 事務事業の見直し

事務事業については、行政の責任領域を見直すとともに、受益と負担の公平性が確保されるように行政効率や効果等を十分考慮し、事務事業の整理、合理化、適正化に努めます。

### (3) 民間委託等の推進

行政による市民サービスの中で、業務の集約やマニュアルの詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証し、法令上の問題がなく、事務効率や事業効果が期待されるものは再検討を行い、安全性等に留意しながら民間委託を進めます。

### (4) 指定管理者制度の活用

公の施設は、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証し、より効率的・効果的な運営を行います。また、サービスの維持・向上や費用対効果が見込まれる場合には、指定管理者制度<sup>※</sup>の積極的な活用を目指します。

## 4 職員の意識改革と人材育成の推進

### (1) 職員の意識改革

「全体の奉仕者」であるということを職員一人ひとりが認識し、市民の視点で市民との繋がりを大切にしながら、職員自らが目標、改善意欲を常に持ち、多様化する市民ニーズに的確に応えられるよう能力の向上と意識改革を進めます。

---

※ 行政評価システム 行政の政策や事務事業について、一定の基準で、できる限りわかりやすい指標を用いて、その必要性や効率性、成果などを評価し、施策の改善や予算編成等に反映させる制度。

※ 指定管理者制度 住民のニーズに効率的・効果的に応えるため、公の施設の管理運営について民間事業者等を含めた団体に行わせ、住民サービスの向上や行政コストの縮減等を図ることを目的とした制度。

## (2) 人材育成の推進

地方分権・地域主権の進展により自治体への自己決定・自己責任・自己負担の要請が増すなど、行政システムが従来と大きく変化する中、今まで以上に職員の資質・能力の向上が求められています。これまでの職場内・外の研修のみならず、情報収集能力の向上や自己知識の研鑽に努めるとともに、各分野においてもエキスパートの養成を目指します。また、大規模な自然災害や事故災害が発生した際でも、「全体の奉仕者」として迅速な対応が出来るよう、危機管理能力の向上にも努めます。

## (3) 人事評価制度\*の推進

職員の意欲や能力開発、組織の活性化促進などに注視しながら、客観的な評価による昇任・昇給基準を明確にするために、能力と適性等を適正に評価する「人事評価制度」を運用し、給与等に反映します。また、職員給与や特別職の報酬については、人事院勧告\*や国・県の動向に配慮すると共に社会情勢等を考慮して、給料表の適正な運用や諸手当の見直しに努めます。

## 5 市民参画と協働のまちづくり

### (1) 行政情報等の共有化

広報誌やホームページ等による行政施策や財政状況などの行政情報の提供と公開に努め、市民が市政の現状や課題について正しい認識が持てるよう開かれた市政運営を行います。また、観光・文化・教育など本市の魅力や特色をホームページや広報で情報発信をしていきます。

### (2) 市政への参画機会の拡充

市政に市民・民間企業等の意見がより反映できるよう、各種委員会委員の公募制度の導入、公聴機能の充実を図るためホームページ等を使った情報共有の機会の拡充や、パブリック・コメント制度の積極的な導入など、市民との対話・コミュニケーションの機会を拡大し、市民との協働によるまちづくりを推進していきます。

### (3) 自治組織等の維持・活性化

過疎化と少子高齢化が進む中、市域全体で地域自治機能の低下が進んでいます。住民が将来にわたり安心して暮らすことが出来るよう、行政と地域住民が協働しながら、自治会組織をはじめとするコミュニティ機能を再構築し、地域の活性化に努めます。

### (4) 公共施設の適正運用

公共施設は、市民ニーズや地域の実情を考慮しながら、「公共施設等総合管理計画」に基づき、財政負担の軽減や平準化を図り、適正な運用に努めます。また、運用方法や業務の見直しを行い、より効果的・効率的な施設運営を行います。

---

\* 人事評価制度 任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために行われるもので、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価。



※ 人事院勧告 人事院が国家公務員の給与・勤務条件などの改善について、国会および内閣に対して勧告すること。また、その勧告。